

大分県報

令和元年
第四九号
十月二十三日

(水曜日)

目次

告示

道路区域の変更……………一
道路の供用開始……………一

告示

大分県告示第二百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年十月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十三日

大分県知事 広瀬 貞

| | | | | | |
|---|---|---------|-------------------|---------------|----------------------------|
| 道路の種類及び路線名 | 区間 | 区域変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
| 竹田市直入町大字下田北字浦山三〇七七番一〇から竹田市直入町大字下田北字浦山三〇六三番一地先まで | 竹田市直入町大字下田北字浦山三〇七七番一〇から竹田市直入町大字下田北字浦山三〇六三番一地先まで | 前 | A 三三・〇 八・〇 | メートル 二八七・五 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | 後 | B 三三・〇 一二・〇 | メートル 二六四・五 | |

| | | | | |
|---|---|---|-------------------|-------|
| 県道庄内久住線 | 字浦山三一〇二番四まで | | | |
| 竹田市直入町大字下田北字浦山三〇七七番一〇から竹田市直入町大字下田北字浦山三〇六三番一地先まで | 竹田市直入町大字下田北字浦山三〇七七番一〇から竹田市直入町大字下田北字浦山三〇六三番一地先まで | 後 | A 五〇・〇 八・〇 | 二八七・五 |
| | | | B 五〇・〇 一一・〇 | 二九一・五 |

大分県告示第二百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十三日

大分県知事 広瀬 貞

| | | |
|------------|---|------------|
| 道路の種類及び路線名 | 供用開始区間 | 供用開始年月日 |
| 県道庄内久住線 | 竹田市直入町大字下田北字浦山三〇七七番一〇から竹田市直入町大字下田北字浦山三〇六三番一地先まで | 令和元年十月二十三日 |

令和元年十月二十三日

大分県報(告示)